

(公 印 省 略)
教 教 第 2 4 0 0 号
令 和 3 年 1 月 8 日

各市町組合教育長 様

兵 庫 県 教 育 長

PCR 検査の受検対象となった場合等のサービスの取扱について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、県立学校長及び教育機関の長等あてに通知しましたのでお知らせします。

つきましては、各設置者において対応するようお願いいたします。

【問合せ先】

兵庫県教育委員会事務局

教職員課 人事班 担当 笹原

TEL 078-362-3751 (内線 5658)

FAX 078-362-4284

E-mail:Shingo_Sasahara@pref.hyogo.lg.jp



(公印省略)
教総第1360号
教教第2307号
令和2年12月22日

各課長
各地方機関の長
各教育機関の長
各県立学校長
様

教 育 長

PCR検査の受検対象となった場合等のサービスの取扱いについて（通知）

所属長が、組織運営上新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の受検が必要と認めた職員について、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年4月1日条例第33号)に基づき、職務に専念する義務を免除することとしますので、下記のとおり適切な運用をお願いします。

記

1 職務専念義務免除の対象者

所属長が、職場での新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び来庁者への感染防止の観点から、組織運営上PCR検査を受検することが必要と認めた下記の職員

- ① 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として保健所から連絡を受けた職員
- ② 新型コロナウイルス感染者と接触があり、感染が疑われる職員

※ 単に本人の希望等によりPCR検査を受検する場合は、対象とならない。

2 申請及び承認手続き

- (1) 対象となる時間は、受検している時間及び検査のために必要な時間（検査を実施する医療機関等までの往復に要する時間を含む）とする。
- (2) 職員は、職務専念義務が免除される時間が必要最小限となるよう努め、所属長に申請する。
- (3) 申請理由は「PCR検査の受検」とし、備考欄に検査を実施した医療機関等の名称を記載する。なお、対象者が上記1①に該当する場合は、「濃厚接触者として連絡あり」と記載する。
- (4) 所属長は、申請内容を職員に確認のうえ承認する。

3 留意事項

- (1) 今年度既に受検したPCR検査のサービスの取扱いについても対象とする。
- (2) 今回の取扱は、新型コロナウイルス感染症への緊急時限的な対応とし、その他の感染症に係る検査・予防接種等まで対象とはしない。